

# 土砂災害警戒区域等の追加指定について

## 土砂災害特別警戒区域 ～建物が破壊され、人命に大きな被害が生ずるおそれがある区域～

土砂災害特別警戒区域は、土砂災害により建築物に作用する力(外力)※が、建築物の耐力（建築物が崩壊を生じることなく耐えることのできる力）を上回る区域が指定されます。

※ただし、地滑りについては、地滑りに伴って生じた土石等による力が建築物に作用した時から30分間が経過した時に建築物へ作用する力の大きさとし、地滑り区域の下端から最大で60mの範囲内の区域

### 土砂災害警戒区域に指定された場合 (イエローゾーン)

#### (1)市町村地域防災計画への記載

市町村は、警戒区域ごとに警戒避難体制（情報の収集・伝達、避難など）に関する事項を定めます。

#### (2)要配慮者利用施設の警戒避難

市町村は、要配慮者の円滑な警戒避難を実施するため、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めます。

市町村地域防災計画に定められている要配慮者利用施設の所有者または管理者は、避難確保計画の作成や避難訓練の実施が義務づけられます。

#### (3)ハザードマップによる周知の徹底

市町村は、危険箇所や避難場所等、警戒体制や避難に必要な情報を記載した印刷物を住民に配布します。

#### (4)宅地建物取引における説明

宅地建物取引業者は、当該宅地または建物の売買等にあたり、警戒区域であることを説明する必要があります。

### 土砂災害特別警戒区域に指定された場合 (レッドゾーン)

#### (1)特定の開発行為に対する許可制

宅地分譲や要配慮者利用施設の建築のための開発を行う場合は北海道知事の許可が必要になります。

#### (2)建築物の構造の規制

居室を有する建物は、土砂災害に対し安全かどうか確認するため建築確認申請が必要となります。

#### (3)建築物の移転等の勧告

特に危険が迫っている場合は、北海道知事が区域外への移転等を勧告することがあります。

#### (4)宅地建物取引における説明

宅地建物取引業者は、当該宅地または建物の売買等にあたり、特別警戒区域であることを説明する必要があります。



北海道土砂災害警戒情報システムQRコード

なお、すでに指定されている厚岸町内の土砂災害警戒区域等の状況および基礎調査の結果は、北海道土砂災害警戒情報システムのウェブサイトから確認することができます。

【北海道土砂災害警戒情報システム】

<https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/others/displayDesignatedMap.do>

## 『土砂災害警戒区域位置図』に対する意見をお寄せください

北海道が実施した土砂災害警戒区域等の基礎調査結果を対象区域の皆さんに『土砂災害警戒区域位置図』として広報あつけし9月号と併せて配布（自治会配布分のみ）していますので、調査結果に対するご意見をお聞かせください。

お寄せいただいたご意見は、北海道と協議を行う際の参考とさせていただきます。

●募集期間／9月30日(木)まで

●提出方法／意見を記載し、住所・氏名・連絡先を添えてファクスやメールで提出(様式は任意)

●提出先／危機対策室危機対策係

【ファクス】0153-52-3138 【メール】kikitaisaku@akkeshi-town.jp



北海道では、土砂災害発生の可能性が高い箇所や、発生した場合に被害が大きいと想定される箇所などの現地調査(基礎調査)を行い、自治体など関係機関と協議し、『土砂災害警戒区域』と『土砂災害特別警戒区域』を指定しています。

厚岸町内においても、これまでに調査を終えた区域について、北海道から調査結果の報告があり、町の意見を聴いたのち、土砂災害警戒区域(イエローゾーン)、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)として指定される予定です。

該当する区域付近にお住まいの皆さんには、地区別の『土砂災害警戒区域位置図』を広報あつけし9月号と併せて配布しますので、調査結果に対するご意見をお聞かせください。(自治会配布分のみ)

なお、ご意見には、住所・氏名・連絡先を添えて、ファクスやメールなどでお寄せください。

●問い合わせ／危機対策係

## 『土砂災害警戒区域』『土砂災害特別警戒区域』とは

北海道が土砂災害防止法に基づき指定します。厚岸町内では、平成27年3月31日に土砂災害警戒区域が18カ所、土砂災害特別警戒区域が12カ所指定されています。

土砂災害警戒区域は、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知や警戒避難体制の整備が行われます。

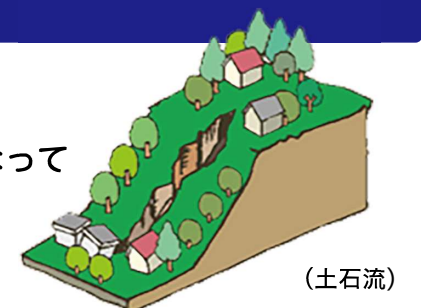
土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

## 土砂災害警戒区域 ～土砂災害のおそれがある区域～

### 【土石流】

山腹が崩壊して生じた土石等または溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象

- ・土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域



### 【急傾斜地の崩壊】

傾斜度が30度以上ある土地が崩壊する自然現象

- ・傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
- ・急傾斜地の<sup>じょうたん</sup>上端から水平距離が10m以内の区域
- ・急傾斜地の<sup>かたん</sup>下端から急傾斜地の高さの2倍(50mを超える場合は50m)以内の区域



### 【地滑り】

土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象またはこれに伴って移動する自然現象

- ・地滑り区域(地滑りしている区域または地滑りするおそれのある区域)
- ・地滑り区域<sup>ちがい</sup>下端から、地滑り地塊の長さ<sup>ちがい</sup>に相当する距離(250mを超える場合は250m)の範囲内の区域

